

京都市告示第499号

道路法第8条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年11月28日

京都市長 門川大作

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	上賀茂経216号線	北区上賀茂梅ヶ辻町31番地の10地先 同町7番地の12地先		
2	久世152号線	南区久世大藪町377番地の1地先 同町378番地の3地先		
3	久世153号線	南区久世大藪町179番地の20地先 同町179番地の6地先		
4	羽束師経171号線	伏見区羽束師菱川町544番地の2地先 同町544番地の6地先		

(建設局土木管理部道路明示課)